

第3回阿蘇市議会会議録

1. 令和5年3月1日 午前10時00分 招集
2. 令和5年3月2日 午前10時00分 開議
3. 令和5年3月2日 午後1時48分 散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 阿蘇市議会議場
6. 出席議員及び欠席議員

出席議員

1 番	杉 谷 保 信	2 番	中 川 文 久
3 番	菊 池 勝 秀	4 番	竹 原 真理子
5 番	佐 藤 和 宏	6 番	佐 藤 菊 男
7 番	児 玉 正 孝	8 番	甲 斐 純一郎
9 番	立 石 昭 夫	10 番	竹 原 祐 一
11 番	園 田 浩 文	12 番	市 原 正
13 番	大 倉 幸 也	14 番	湯 浅 正 司
15 番	五 嶋 義 行	16 番	古 木 孝 宏
17 番	谷 崎 利 浩	18 番	菅 敏 徳

欠席議員

な し

7. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求められた者の職氏名

市 長	佐 藤 義 興	副 市 長	和 田 一 彦
教 育 長	坂 梨 光 一	総 務 部 長	高 木 洋
市 民 部 長	宮 崎 隆	経 済 部 長	藤 田 浩 司
土 木 部 長	荒 木 仁	教 育 部 長	山 口 貴 生
阿蘇医療センター事務部長	村 山 健 一	総 務 課 長	和 田 直 也
福 祉 課 長	松 岡 幸 治	農 政 課 長	佐 伯 寛 文
建 設 課 長	中 本 知 己	企 画 財 政 課 長	廣 瀬 和 英
教 育 課 長	藤 井 栄 治	防 災 情 報 課 長	市 原 修 二
ほ け ん 課 長	小 山 隆 幸	観 光 課 長	秦 美 保 子
住 環 境 課 長	加 藤 勇 二 郎	税 務 課 長	上 村 美 博
市 民 課 長	森 永 智 保	健 康 増 進 課 長	山 中 昭 人
ま ち づ くり 課 長	石 松 昭 信	上 下 水 道 課 長	竹 原 昭 典
人 権 啓 発 課 長	市 原 吉 治		

8. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	山 本 繁 樹	議会事務局次長	市 原 多 喜 男
--------	---------	---------	-----------

9. 議事日程

開議宣告

議事日程の報告

- | | | |
|--------|----------|---|
| 日程第 1 | 報告第 1 号 | 専決処分の報告について |
| 日程第 2 | 議案第 2 号 | 阿蘇市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について |
| 日程第 3 | 議案第 3 号 | 阿蘇市情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について |
| 日程第 4 | 議案第 4 号 | 阿蘇市まち・ひと・しごと創生推進基金条例の制定について |
| 日程第 5 | 議案第 5 号 | 阿蘇山火口二次避難休憩施設の設置及び管理に関する条例の制定について |
| 日程第 6 | 議案第 6 号 | 阿蘇市健康づくり推進協議会設置条例の全部改正について |
| 日程第 7 | 議案第 7 号 | 阿蘇市防災行政無線設置条例の一部改正について |
| 日程第 8 | 議案第 8 号 | 阿蘇市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び阿蘇市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について |
| 日程第 9 | 議案第 9 号 | 阿蘇市税条例の一部改正について |
| 日程第 10 | 議案第 10 号 | 阿蘇市坂梨地区簡易水道事業給水条例の一部改正について |
| 日程第 11 | 議案第 11 号 | 阿蘇市学校教職員住宅管理条例の一部改正について |
| 日程第 12 | 議案第 12 号 | 阿蘇市国民健康保険条例の一部改正について |
| 日程第 13 | 議案第 13 号 | 阿蘇市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について |
| 日程第 14 | 議案第 14 号 | 阿蘇市情報公開条例の一部改正について |
| 日程第 15 | 議案第 15 号 | 阿蘇市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について |
| 日程第 16 | 議案第 16 号 | 阿蘇市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について |
| 日程第 17 | 議案第 17 号 | 阿蘇市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について |
| 日程第 18 | 議案第 18 号 | 阿蘇市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について |
| 日程第 19 | 議案第 19 号 | 阿蘇市コミュニティ交通運行条例の一部改正について |
| 日程第 20 | 議案第 20 号 | 令和 4 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 9 号）について |
| 日程第 21 | 議案第 21 号 | 令和 4 年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計補正予算（第 1 号）について |
| 日程第 22 | 議案第 22 号 | 令和 4 年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について |
| 日程第 23 | 議案第 23 号 | 令和 4 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）について |

日程第 24	議案第 24 号	令和 4 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）について
日程第 25	議案第 25 号	令和 4 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 4 号）について
日程第 26	議案第 26 号	令和 4 年度阿蘇市病院事業会計補正予算（第 4 号）について
日程第 27	議案第 39 号	熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
日程第 28	議案第 40 号	工事請負契約の変更について
日程第 29	議案第 41 号	旧慣による公有財産の使用権の一部変更について
日程第 30	議案第 42 号	旧慣による公有財産の使用権の一部変更について
日程第 31	議案第 43 号	旧慣による公有財産の使用権の一部変更について
日程第 32	議案第 44 号	旧慣による公有財産の使用権の一部変更について
日程第 33	議案第 45 号	旧慣による公有財産の使用権の一部変更について
日程第 34	議案第 46 号	旧慣による公有財産の使用権の一部変更について
日程第 35	議案第 47 号	旧慣による公有財産の使用権の一部変更について
日程第 36	同意第 2 号	阿蘇市固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第 37	同意第 3 号	阿蘇市固定資産評価審査委員会委員の選任について

午前 10 時 00 分 開議

1 開議宣告

○議長（菅 敏徳君） おはようございます。

本日の会議は全議員の出席であります。したがって、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、執行部出席者につきましては、お配りしている執行部出席者名簿のとおりでございます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

それでは、議事に入ります。

日程第 1 報告第 1 号 専決処分の報告について

○議長（菅 敏徳君） 日程第 1、報告第 1 号「専決処分の報告について」を議題といたします。

経済部観光課長の説明を求めます。

観光課長。

○観光課長（秦 美保子君） おはようございます。

それでは、議案集の 4 ページをお願いいたします。報告第 1 号、専決処分の報告について。

提案理由です。本件は、令和 5 年 1 月 1 日、市道中江堀の口線（中江神楽殿付近）において発生した一般車両の物損事故について、地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告するものです。

5 ページをお願いいたします。専決処分書。下の枠を御覧ください。市は、次のとおり和解及び損害賠償の額を決定する。1、和解の相手。和解の相手は、記載のとおりです。2、事故の概要。令和 5 年 1 月 1 日午前 9 時 30 分頃、市道中江堀の口線（波野大字中江）において、甲の運転する車両が、荻岳駐車場から荻神社に向け走行中、中江神楽殿敷地内へ右折しようとした際、側溝のグレーチングが跳ね上がり、車両下部に損害を与えたものです。3、和解及び損害賠償の額。(1) 市は、甲に対し 16 万 9,840 円を支払う。甲の損害額 16 万 9,840 円、市の過失割合 10 割。(2) 本件事故に関して、今後、市と甲の間には、一切の債権債務関係がないことを確認する。

補足説明をします。事故のあった場所は、荻岳へ通じる市道と神楽殿の施設裏口へ通じる道路との境になります。この道路は、位置的には荻神社と隣接しています。元旦の朝、甲が運転する軽トラックが、荻岳駐車場から下って右側に位置する荻神社へ行くため右折しようとした際、側溝に敷設してあったグレーチングが跳ね上がり、車両下部のギア部分、トランスミッション等を傷つけたものです。跳ねたグレーチングは、現場に 6 枚敷設してあるうちの 2 枚目で、その 1 枚だけが適切にはまっていなかった状態でした。

今後は、経過年数が経っている施設は点検回数を増やすなど適切な管理を行いますとともに、道路を利用する方々からも施設に異常があった場合はすぐ通報していただくようお願いをしてみたいと思います。申し訳ございませんでした。

報告を終わります。

○議長（菅 敏徳君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

以上で、報告を終わります。

日程第 2 議案第 2 号 阿蘇市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

○議長（菅 敏徳君） 日程第 2、議案第 2 号「阿蘇市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について」を議題といたします。

総務部長の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（高木 洋君） おはようございます。

議案書 6 ページをお願い申し上げます。ただ今議題としていただきました議案第 2 号、阿

蘇市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について、御説明を申し上げます。

まず、提案の理由でございます。10 ページの下をお願い申し上げます。本件は、個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、必要な事項を定めるため、本条例を制定するものでございます。

まず、今回の個人情報保護法の改正の背景でございます。これまで国の行政機関、独立行政法人、民間事業者等については、個々の法律等によって対応しておりました。併せまして、地方公共団体におきましても条例によって運用がなされてきたところでございます。しかしながら、個人情報の保護に関しましては、一元的な法の下、また社会全体のデジタル化に対応した個人情報の保護、併せてデータ流通の両立を図る必要があることから、今回新しく個人情報保護法が改正をされており、4月1日から取り扱われることとなりました。この改正に基づきまして、市としまして、これまでの阿蘇市個人情報保護条例を廃止、併せて阿蘇市個人情報の保護に関する法律施行条例として新たに定めた上で地方公共団体の条例で規定すべき事項及び本市における個人情報の適正な取扱いを規定するものでございます。

それでは、詳細について御説明を申し上げます。

まず、条例設置の趣旨を第1条に記載しております。

第2条には定義としまして、市の機関について市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、地方公営企業の管理者、また第2項としまして各財産区を規定しております。

第3条になります。個人情報取扱事務の届出等、第4条、第5条には開示請求に関する事項、第6条、第7条には各種請求の手続を規定させていただいております。

また、8 ページ、第8条になりますけれども、阿蘇市情報公開・個人情報保護審査会への諮問を規定しております。

附則としまして、本条例の施行期日を令和5年4月1日と規定、第2条におきまして、これまでの阿蘇市個人情報保護条例を廃止することとしております。

9 ページに移っていただきまして、中段から下になります。附則の第4条並びに第5条におきまして関係する条例の一部改正を行っているところでございます。

以上、御提案申し上げますので、御審議賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（菅 敏徳君） お諮りいたします。これより質疑を行います。ただ今説明のありました議案第2号「阿蘇市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について」から議案第47号「旧慣による公有財産の使用権の一部変更について」までは、各常任委員会に付託されます。したがって、自己の委員会の所管となる案件への質疑は御遠慮願います。

それでは、議案第2号の質疑を行います。質疑はありませんか。

15番議員、五嶋義行君。

○15番（五嶋義行君） 15番、五嶋です。

質疑というよりも、総務部長にお願いです。提案理由の説明の中に平成15年の法律というところを書いてありますが、新たにまた違う法律というか、改正があったからこれを提案しているということでしょうか。部長が最初に説明した内容も提案理由の中に書き記してい

ただくと助かります。

以上です。

○議長（菅 敏徳君） 総務部長。

○総務部長（高木 洋君） ただ今御指摘をいただきましたので、今後はそのように努めてまいりたいと思います。

○議長（菅 敏徳君） 他に質疑ありませんか。

17 番議員、谷崎利浩君。

○17 番（谷崎利浩君） 9 ページに阿蘇市草原情報館の設置というのがあるんですが、これは何ですか。

○議長（菅 敏徳君） 総務部長。

○総務部長（高木 洋君） 9 ページの第 5 条の中に阿蘇市草原情報館の設置及び管理に関する条例の一部改正、草原情報館の位置、場所ということで理解してよろしいですか。

阿蘇市の施設としまして、はな阿蘇美の南側に環境省の施設がありますが、そこに付設して草原情報館という施設がございます。その施設の管理に関する条例につきましても、今回の個人情報保護法の一部改正に伴いまして設置条例の一部が改正される、そういったことでございます。

○議長（菅 敏徳君） 谷崎利浩君。

○17 番（谷崎利浩君） 草原情報館で個人情報を扱っているわけではないですよね。

○議長（菅 敏徳君） 総務部長。

○総務部長（高木 洋君） 市の設置施設でございますし、現在その設置施設の条例の中に個人情報に関する規定がございましたので、その関係を今回併せて改正を行っているところでございます。施設自体は、現在、ASO テレワークセンター等が管理運営に関わっているところでございます。

○議長（菅 敏徳君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 3 議案第 3 号 阿蘇市情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について

○議長（菅 敏徳君） 日程第 3、議案第 3 号「阿蘇市情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について」を議題といたします。

総務部長の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（高木 洋君） それでは、続きまして議案書 12 ページをお願い申し上げます。ただ今議題としていただきました議案第 3 号、阿蘇市情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について、御説明を申し上げます。

まず、提案の理由でございます。16 ページ、下になります。本件につきましても、議案第 2 号と同じく個人情報の保護に関する法律の改正に伴いまして、必要な事項を定めるため、

本条例を制定するものでございます。本議案につきましても、これまでの阿蘇市情報公開・個人情報保護審査会条例を一旦廃止、新たに阿蘇市情報公開・個人情報保護審査会条例として定めるものでございます。

それでは、詳細を御説明申し上げます。

まず、12 ページ、第 1 条になります。設置条例の趣旨を第 1 条に記しております。

第 2 条には設置としまして審査請求及び適正な取扱いの確保についての調査審議等を設置目的としているところでございます。

13 ページ、第 4 条をお願いします。第 4 条としまして、所掌事項として情報公開及び個人情報の開示に際しての審査請求に関する事項、情報公開制度の重要な運用事項に関する審議、個人情報の適正な取扱いの確保に関する事項等としているところでございます。

第 5 条、第 6 条をお願いします。第 5 条、第 6 条には審査会の組織及び委員について、委員を 5 人以内、任期や守秘義務を規定しております。

14 ページ、上のほうになります。第 8 条、第 9 条につきましては、審査会の調査審議に当たっての権限、また 15 ページ、第 17 条には罰則としまして「1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金」と規定しております。

附則としまして、本条例の施行期日を令和 5 年 4 月 1 日と規定、第 2 条におきまして、これまでの阿蘇市情報公開・個人情報保護審査会条例を廃止することとしております。

16 ページ、附則第 4 条におきまして関係する条例としまして阿蘇市行政不服審査手続等条例の一部改正を行っているところでございます。

以上、御提案申し上げますので、御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅 敏徳君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 4 議案第 4 号 阿蘇市まち・ひと・しごと創生推進基金条例の制定について

○議長（菅 敏徳君） 日程第 4、議案第 4 号「阿蘇市まち・ひと・しごと創生推進基金条例の制定について」を議題といたします。

総務部長の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（高木 洋君） 議案書 18 ページをお願いいたします。ただ今議題としていただきました議案第 4 号、阿蘇市まち・ひと・しごと創生推進基金条例の制定について、御説明を申し上げます。

まず、提案理由になります。19 ページ、下をお願いします。本件につきましては、地域再生法第 5 条第 4 項第 2 号に規定しますまち・ひと・しごと創生寄附金活用事業実施のための基金設置に伴い、必要な事項を定めるため、本条例を定めるものでございます。具体的に申し上げますと、企業版ふるさと納税の受入先、受け皿として新たに基金を設置するものでございます。

18 ページ、第 1 条をお願いします。第 1 条に設置を規定いたしまして、受入事業としまして、第 1 号、産業を支え新たな雇用を創出する事業、第 2 号、新しいひとの流れを作る事業、第 3 号、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる事業、第 4 号、時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する事業としております。

積立てにつきましては、第 2 条におきまして、基金として積み立てる額は寄附金の額とし、地域再生計画の事業で支出する累計額を上回らないものとしております。

第 6 条、一番下になります。処分としまして「市長は、第 1 条に規定する目的を達成するために必要な経費に充てる場合に限り、基金の全部又は一部を処分することができる。」と規定しました。

また、施行につきましては、条例公布の日からとしているところでございます。

以上、御提案申し上げますので、御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅 敏徳君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。

15 番議員、五嶋義行君。

○15 番（五嶋義行君） 15 番、五嶋です。

基金として法人からの寄附金とありますが、基金の額の大きさはどれぐらいのことを考えておられますか。

○議長（菅 敏徳君） 企画財政課長。

○企画財政課長（廣瀬和英君） 基金の額の大きさということでございます。第 2 条に累計額を上回らないものとするということで規定しておりますけれども、こちらの額が標準財政規模の 10%以内という規定がございますので、阿蘇市としては、令和 6 年度までの計画、総額で 9 億円を上回らないということで設定をさせていただいております。

○議長（菅 敏徳君） 15 番、五嶋義行君。

○15 番（五嶋義行君） 総額で 9 億円と。今いろんな寄附金がある。ASO 環境共生基金であったり、ふるさと納税の寄附金と。その寄附金がない場合は一般会計からの繰り出しということでもいいんですか。

○議長（菅 敏徳君） 企画財政課長。

○企画財政課長（廣瀬和英君） 寄附金の目標額をまずは設定させていただきます。目標額に達しない場合は自治体で事業をそのまま履行するかどうかを判断することになりますけれども、基本的には寄附金が集まらなかった部分については一般財源での執行を行うというのが原則かと思えます。

○議長（菅 敏徳君） 他に質疑ありませんか。

17 番議員、谷崎利浩君。

○17 番（谷崎利浩君） いつも基金条例をつくる時には気になるんですけども。第 3 条第 2 項に最も確実かつ有利な有価証券に代えることができるとあるんですけども、それを判断できる人材は市にはいないと思いますので、条例として書く必要はないのではないかなと思うんです。今、考えられる有利な有価証券と言えば、国債ぐらいしかないし、何か有価証券を買おうと思えば、ここは執行部で判断するよりも議会にかけていただきたいと私は思う

んです。大体書く必要はないと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（菅 敏徳君） 企画財政課長。

○企画財政課長（廣瀬和英君） 基金条例の制定に当たっては、基本的には第3条第2項と同じ内容の規定を盛り込むようにしております。有価証券に代えることができるという規定ですので、代える可能性があるというところで、それを判断できるかどうかというのはやはり我々も資質を上げないと思いますが、代えることができる旨の規定を設けさせていただいております。

○議長（菅 敏徳君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第5 議案第5号 阿蘇山火口二次避難休憩施設の設置及び管理に関する条例の制定 について

○議長（菅 敏徳君） 日程第5、議案第5号「阿蘇山火口二次避難休憩施設の設置及び管理に関する条例の制定について」を議題といたします。

経済部長の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長（藤田浩司君） 失礼します。

議案書の20ページをお願いいたします。ただ今議題としていただきました議案第5号、阿蘇山火口二次避難休憩施設の設置及び管理に関する条例の制定について、御説明申し上げます。

まず、提案理由でございます。22ページの下の方になります。本件は、阿蘇山火口二次避難休憩施設の適切な管理運用を図るため、本条例を定めるものでございます。

二次避難休憩施設につきましては、昨日の全員協議会で観光課長が御説明申し上げましたとおり、阿蘇山上のロープウェイ跡地に救護室、トイレ、案内所を備えた避難休憩施設を整備するもので、先月（2月28日）に竣工予定としておりましたが、先の1月30日に火山性微動が増大し、噴火警戒レベル2、1キロ規制が発出されたことから、以後、現在までやむなく工事を中断している状況でございます。今のところ規制解除のめどが立たない状況でございますが、規制解除後には工事を再開し、早期の竣工を目指したいと思っております。なお、竣工後には速やかにオープンさせたいと思っておりますので、今回、本条例の制定につきまして上程させていただいた次第でございます。

それでは、条文の説明をさせていただきます。

再度、20ページをお願いいたします。まず、第1条につきまして条例制定の趣旨、第2条に設置目的及び位置について規定しております。第4条及び第5条で利用者の責務及び禁止行為を規定してありまして、第6条から次のページの第11条までにつきましては施設の目的外使用に関する規定となります。第12条からは指定管理者についての規定となりますが、今のところ直営で管理していきたいと考えております。

22 ページの最後になりますが、施行期日につきましては、この条例は公布の日から施行することとしております。

以上、御提案申し上げますので、御審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（菅 敏徳君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。

11 番議員、園田浩文君。

○11 番（園田浩文君） 11 番、園田です。

この建物の延床面積の広さと、あと緊急な場合の収容人数は大体どのくらいの人数を想定されていますか。

○議長（菅 敏徳君） 観光課長。

○観光課長（秦 美保子君） 延床面積は 227 平米になります。緊急時は 200 名の収容になります。

以上です。

○議長（菅 敏徳君） 11 番議員、園田浩文君。

○11 番（園田浩文君） 火口周辺には大変多くの観光客が来られているときもあると思いますけれども、噴火だけではなくて、例えば突然の豪雨だったり雷、そういう避難時の誘導体制というのはどのように考えておられますか。

○議長（菅 敏徳君） 観光課長。

○観光課長（秦 美保子君） 常時 3 名が監視員で立っています。そういった方が誘導されます。

○議長（菅 敏徳君） 11 番議員、園田浩文君。

○11 番（園田浩文君） 今度 E ゾーンあたりが開放されたときは、E ゾーンはバスで行かれると思うんですけれども、そういう場合の緊急避難というのはどのように対応されますか。

○議長（菅 敏徳君） 観光課長。

○観光課長（秦 美保子君） E ゾーンを運行しているときというのは、B ゾーンという通常の火口見学エリアができないときでありますので、そこの監視員が 2 名、E ゾーンに行きます。ただ、ガスが B ゾーンに来ていないときには駐車場と D 展望だけを開けるといっても併用して行きますので、監視員は、3 名のうちの 1 名はこちらに行きます。2 名の監視員が E ゾーンに行くというところです。それと、専用バスに 1 名、必ず乗務員が乗りますので、バス会社も 1 名付きます。3 名で対応するということになりますので、バスもベタ付けで、すぐ乗れるようにしてあります。

○議長（菅 敏徳君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 6 議案第 6 号 阿蘇市健康づくり推進協議会設置条例の全部改正について

○議長（菅 敏徳君） 日程第 6、議案第 6 号「阿蘇市健康づくり推進協議会設置条例の全部改正について」を議題といたします。

市民部長の説明を求めます。

市民部長。

○市民部長（宮崎 隆君） お疲れさまです。

議案集の23ページをお願いいたします。ただ今議題とさせていただきました議案第6号、阿蘇市健康づくり推進協議会設置条例の全部改正について、御説明をいたします。

まず、提案理由でございますが、本件は、所要の改正を行うため、本条例の全部を改正するものでございます。

内容としましては、本協議会は、従来市民の健康保持と増進を図ることを目的に計画の策定、健康づくりに関する催しや、様々な健康に関する活動をしてきたところでございますが、近年におきましては、本協議会においての役割と申しますか、市のほうで企画立案した保健事業の助言、また修正、それと指導、そのようなものを行う機関となっていることから、現行の内容と少し乖離しているところでございます。したがって、現行の内容に合わせまして、本条例の全部を改正するものでございます。

以上、御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（菅 敏徳君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第7 議案第7号 阿蘇市防災行政無線設置条例の一部改正について

○議長（菅 敏徳君） 日程第7、議案第7号「阿蘇市防災行政無線設置条例の一部改正について」を議題といたします。

総務部長の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（高木 洋君） それでは、議案書25ページをお願い申し上げます。ただ今議題としていただきました議案第7号、阿蘇市防災行政無線設置条例の一部改正について、御説明を申し上げます。

まず、提案の理由、25ページ、下をお願いします。本件は、阿蘇市デジタル防災行政無線の整備に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

防災行政無線のデジタル化につきましては、令和2年7月に工事請負契約を締結、本年3月25日に竣工を迎えます。今回の整備は、システムの統一等に合わせまして、これまで親局2局ございましたけれども、親局2局を1局に、波野支所内の通信所1局を廃止するとともに、中継局4局を1局に、また再送信子局を新たに3局開局、屋外拡声子局につきましては、これまでの104局から120局となるものでございます。

26ページの新旧対照表を基に御説明を申し上げます。

まず、第2条第2項になります。第2条第2項につきましては、通信所の廃止に伴い、その文言の削除を行っております。

次に、表内をお願い申し上げます。今回のデジタル化に伴いまして、これまでの旧阿蘇町、

旧一の宮町、旧波野村、それぞれ防災行政無線のメーカーが違っておりました。今回、そのシステムの統一を行ったところでございます。このシステムの統一によりまして、まず親局、これまで2局、市役所本庁、並びに内牧1111番地3、これは内牧支所でございます。内牧支所の親局を廃止。親局につきましては、市役所本庁の1か所のみとしたところでございます。また、通信所としまして、大字波野2703番地、ここは波野支所でございますけれども、ここにつきましても今回廃止を行っております。また、中継局は、これまで4局ございました。上から、中通2796番地1につきましては荻の草、乙姫2396番地1につきましてはハイランドになります。阿蘇市西湯浦字深葉については深葉、それと、波野大字中江2699番地1につきましては荻岳になりますけれども、この中継局4局につきましても、今回の整備に合わせ、廃止を行いました。そして、新たに中継局としまして、阿蘇市山田2090番地699、大観峰の地内に新たに中継局を設置しております。併せまして、再送信子局としまして、新たに荻の草、深葉、荻岳に開局をいたしましたことから、今回改正を行うものでございます。

以上、御提案申し上げますので、御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅 敏徳君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第8 議案第8号 阿蘇市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び阿蘇市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

○議長（菅 敏徳君） 日程第8、議案第8号「阿蘇市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び阿蘇市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

総務部長の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（高木 洋君） 続きまして、議案書27ページをお願いします。ただ今議題としていただきました議案第8号、阿蘇市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び阿蘇市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、御説明を申し上げます。

まず、提案理由になります。30ページ、下をお願いします。本件につきましては、阿蘇市特別職報酬等審議会の答申を踏まえ、本条例を改正するものでございます。

本条例は2条建てで行っておりまして、本議案におきまして、まず第1条としまして阿蘇市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例、第2条としまして阿蘇市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例、この2つの条例改正を行うこととしております。なお、今回の報酬改正に当たりましては、市民の代表、女性の代表、金融団体の代表、企業の代表、そして行政経験者、5名で構成いたします特別職報酬等審議会を11月から6回開催を行ってまいりました。その答申結果に基づきまして、今回改正を行うものでござ

ざいます。

31 ページからの新旧対照表を基に説明をさせていただきます。

まず、第1条でございます。第1条につきましても審議会の答申の結果に基づきまして、表内、第2条、議長の月額報酬をこれまでの「33万1,000円」から「40万5,500円」に、副議長の報酬をこれまでの「27万3,500円」から「34万8,000円」、また議員の報酬につきましても「24万8,500円」から「32万3,000円」へと、それぞれ7万4,500円引き上げる改正としております。

併せまして、第7条、期末手当につきましても、今回の報酬引上げに伴いまして、支給率をこれまでの「100分の167.5」から「100分の165」へと、100分の2.5引き下げることといたしました。この率につきましても、特別職であります市長、副市長、教育長、病院事業管理者と同率となっております、年間「3.35月分」を「3.3月分」としたところでございます。

続きまして、第2条、阿蘇市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について御説明を申し上げます。本件につきましても審議会答申に基づき、教育委員会委員の報酬を年額「36万円」から「39万6,000円」に、またこれまで月額報酬でありました選挙管理委員会委員長及び委員の報酬を、まず選挙管理委員会委員長に当たっては年額「15万6,600円」に、委員の報酬を「13万3,500円」に改正するものでございます。

32 ページの監査委員につきましても、その職務の特殊性、専門性を鑑みまして他自治体と同じく月額報酬を月額報酬としております。識見者の月額報酬は、これまで「6,400円」でございました。議会選任の監査委員の月額報酬「6,200円」、それぞれを識見者に当たりましては月額「9万7,500円」、議会選任の監査委員につきましても月額「3万1,000円」としたところでございます。

なお、月額報酬を月額報酬としましたところから、31 ページに戻っていただきまして、費用弁償につきましても、第3条第2項、改正前の括弧の中、下線部分になります。「(報酬の額が月額で定める非常勤職員の出勤及び選挙事務を除く。)」、この部分を削除しております。

教育委員の報酬につきましても、平成22年に一度見直しは行ってまいりました。しかしながら、市議会議員も含めまして、選挙管理委員会委員、監査委員ともに、平成17年2月の合併以来、初めての見直しとなっております。

以上、御提案申し上げますので、御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅 敏徳君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

12番議員、市原正君。

○12番（市原 正君） 12番、市原でございます。

昨日の全員協議会で特別職の報酬審議会の答申書を見させていただきましたが、この答申書に沿って今回の条例改正がなされたものと確認をしたいのですが、それでよろしいですか。

それと、もう1点、答申書の中に、結局今までの報酬が県内の市で最下位であった、また全国でも下位であったということで今回報酬の改正を行うということですが、この改正がなされたらどのような位置にいますか。その辺は答弁できますか。

○議長（菅 敏徳君） 総務課長。

○総務課長（和田直也君） まず、答申書に基づいたものかということですが、昨日も御説明をいたしましたとおり、審議会自体が各界の代表者、市民の代表の方で組織されておりまして、そこでいろいろと審議が重ねられた結果、出された答申でございますので、これについては民意で作成されたものと考えておりますので、これに基づいて条例案を提出させていただいているところでございます。

また、2点目についてですが、全国の市議会議長会のデータで申しますと、令和3年12月31日時点のデータでございますが、今回の改正の額を当てはめてみますと、資料の中では全国で815市でございます。その中で、まず議長については815市中670番目、副議長については815市中686番目、一般の議員につきましては815市中688番目ということになっておりまして、九州の中での市で申しますと、議長が119市中82番目、副議長が119市中87番目、一般の議員が119市中89番目ということで、上位ではありませんが、中位の位置づけになったと考えているところでございます。県内におきましては14市ございまして、今回の7万4,500円を引き上げたところ、議長で14市中8番目になります。副議長で14市中12番目ということになりまして、一般の議員につきましては14市中12番目ということになっております。

○議長（菅 敏徳君） 12番議員、市原正君。

○12番（市原 正君） 答弁、ありがとうございます。

今日も既に熊日新聞等にこの引上げの件が出ていましたけれども、今、課長からの答弁どおり、既にこの委員の中に市民の団体の皆さんが入っているということで、十分市民の皆さんの認識というか、引上げに対して理解はいただけるものだと私どもは認識しているのでしょうか。

○議長（菅 敏徳君） 総務課長。

○総務課長（和田直也君） こちらにつきましては、昨日の全員協議会でも御説明したとおり、あくまでも審議会の中で各界の代表の方、市民の代表の方で6回の審議会を開催しまして、審議が十分に重ねられたものでございます。そうしますと、これは間違いなく、議員がおっしゃるとおり、民意がしっかりと反映された答申であると考えているところでございます。

○議長（菅 敏徳君） 他に質疑ありませんか。

16番議員、古木孝宏君。

○16番（古木孝宏君） 16番、古木です。

市長にお伺いします。諮問されて、今回、合併後、初めて報酬審議会が開かれたということで、今度、議員報酬に関してですが、こうやって改正されたということに対しては非常に評価をいたします。しかしながら、私は、今、市原議員からもありましたけれども、今回の上げ幅は答申を受けてのことだとは思いますが、上げ幅が小幅な上げ幅だと私は思っております。なぜかということ、御覧のとおり、できれば今回改選がありました、やはりもう少し若い世代に議員になっていただきたいと。そのためには、このくらいの報酬、それはそれぞ

れ見方があるかもしれませんが、私は低額だと思います。今、全国で何番目、県内で何番目とかとおっしゃいますが、他市町村ももう少しアップについて今度考えておられると思うんです。そういったところで、できればもう少し上げていただきたかったと私は思っております。そういったところの市長の見解はいかがですか。

○議長（菅 敏徳君） 市長。

○市長（佐藤義興君） 今の質問にお答えを申し上げます。

金額等については、それぞれ、皆さん方とか、いろんな方々の判断と価値観とか、そういうことがあると思いますけれども、このことについては公正に市民の皆さん方の代表ということできちん選ばせていただき、そこで公正に且つ、いろんな資料でもっていただいた答申でありますので、私からそれ以上、高いとか安いとかということは言えないですし、真剣に今まで審議いただいたことについては尊重すべきだと思ひまして、その答申どおり議案提出させていただいたということでございます。

○議長（菅 敏徳君） 16 番議員、古木孝宏君。

○16 番（古木孝宏君） 議案が提出されたことは良かったんです。今言ったように、やはり私は上げ幅に対してまだ不満があります。先ほど言ったようなことです。公正、公平にとおっしゃいますが、今後を考えたときにもう少し上げてほしかったというのが私の願いでありました。ずっと前から言っておりましたが、やっと審議会が開かれたと。ここにおられる議員、みんな思っているのではなかろうかと思っております。今回そういうことに達したのは、先ほど言いましたように評価はしますが、やはり今後もう少し代表の方々にも考えていただいて、ある程度したら、もう一回審議会も開いていただいて、そういうことも検討していただきたいと私は思いますが、市長、いかがですか。

今回、諮問をされ、報酬審議会が開かれたわけですが、こういう結果になりました。今後、さらにそういう審議会を開いていただいて、検討していただきたいと思っております。それに対して、いかがでしょうか。

○議長（菅 敏徳君） 市長。

○市長（佐藤義興君） この答申については、しっかりと審議会の皆さん方がその任務を受けていただいてやったことであり、きちんと答申として出していただきましたから、その答申に基づいて議会に提案をさせていただいたということで、まずそれをしっかりと尊重した上であるということを入れているとしたいと思います。

なお、今後、審議会がそれについてどうのこうのということは、今の時点では全く考えておりませんし、古木議員の今のお考えは議事録の中にきちんと残るものだと思っております。

以上です。

○議長（菅 敏徳君） 16 番議員、古木孝宏君。

○16 番（古木孝宏君） 私は今後、さらに報酬審議会が開かれることを願っております。

以上です。

○議長（菅 敏徳君） 他に質疑はありませんか。

10 番議員、竹原祐一君。

○10 番（竹原祐一君） 10 番、竹原です。

お聞きしたいんですけど、この審議会の中で給与の報酬だけではなく、政務活動費というか、政治的な活動費用については、そういう意見はなかったんでしょうか。

○議長（菅 敏徳君） 総務課長。

○総務課長（和田直也君） ただ今の質問にお答えいたします。

審議会の中でも政務活動費の話は上がっております。ただし、政務活動費については、全国的に様々な批判と議論がなされている状況もあるということで審議会でも話があつておりまして、今後、議会の中でいろんな議会改革等も進められ、議員の皆さんの活動が活発になっている状況を鑑みて、今後また審議会が開かれ、政務活動費の議論がなされていくのではないかと審議会で話しが上がっていたところでございます。

○議長（菅 敏徳君） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 9 議案第 9 号 阿蘇市税条例の一部改正について

○議長（菅 敏徳君） 日程第 9、議案第 9 号「阿蘇市税条例の一部改正について」を議題といたします。

総務部長の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（高木 洋君） 議案書 33 ページをお願い申し上げます。ただ今議題としていただきました議案第 9 号、阿蘇市税条例の一部改正について、御説明を申し上げます。

まず、提案の理由、33 ページ、下になります。本件は、納税者の負担軽減を図ることを目的に、軽自動車税（種別割）の減免に係る毎年の申請を不要とするため、本条例の一部を改正するものでございます。

それでは、34 ページ、新旧対照表を基に御説明を申し上げます。

市税条例第 90 条中「第 4 項」を「第 5 項」としまして、新たに第 4 項としまして「種別割の納税者が前年度において第 1 項の規定により減免を受けた場合で、当該年度の賦課期日において第 2 項各号に掲げる事項又は前項に規定する前条第 2 項各号に掲げる事項に異動がないと市長が認める場合は、第 2 項又は前項の申請書の提出があつたものとみなして、第 1 項の規定を適用する。」という規定を新たに追加するものでございます。

具体的に申し上げますと、軽自動車税の種別割の納税者が前年度において減免を受けた場合で、車両や運転手、障がいの程度、公益的な使用、構造等に変更が生じない限り、これまで毎年いただいております減免の申請を不要とするものでございます。

なお、施行の期日につきましては、附則におきまして、令和 6 年 4 月 1 日からの施行としております。令和 5 年中に軽自動車税の納付書を出します。そのときに減免申請を上げられた結果に基づいて、令和 6 年 4 月 1 日以降は、先ほど申し上げました条件が変わっていない限り、新たな減免申請を必要としない、そういった条例改正になります。

以上、御提案申し上げますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（菅 敏徳君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 10 議案第 10 号 阿蘇市坂梨地区簡易水道事業給水条例の一部改正について

○議長（菅 敏徳君） 日程第 10、議案第 10 号「阿蘇市坂梨地区簡易水道事業給水条例の一部改正について」を議題といたします。

総務部長の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（高木 洋君） 続きまして、議案書 35 ページをお願いいたします。ただ今議題としていただきました議案第 10 号、阿蘇市坂梨地区簡易水道事業給水条例の一部改正について、御説明を申し上げます。

まず、提案理由であります。35 ページ、下になります。本件は、水道料金及び加入金等の改定に伴い、所要の改正を行うものでございます。

36 ページ、新旧対照表を基に御説明を申し上げます。

まず、坂梨財産区が行っております簡易水道事業給水世帯、約 390 世帯（400 世帯弱）が現在対象となっております。

まず、第 28 条の改正につきましては、数か月まとめた納付でありますとか、年払いされる世代も多いことから、現状の納付状況に合わせ、改正を行っております。

第 31 条、加入金につきましては、これまでの加入金「5 万円」を、引込管の口径 16 ミリ以下につきましては「6 万円」に引き上げるとともに、所有者の代替わり、世代代わりですね、親父さんから若い世代に変わった、それを除いて第三者に代わった場合には改めて納付をしようとする改正でございます。併せまして、引込管の口径が 16 ミリを超える場合には、加入金につきましては、市の水道事業給水条例の例によると改正を行うものでございます。

別表の改正について御説明を申し上げます。

まず、専用栓についてであります。1 世帯 4 人以上の超過料金をこれまでの「100 円」から「50 円」に引き下げる改正、集合住宅・アパート等の共用給水装置につきましては、新たに「1 世帯当たり 1 月 1,700 円」の規定を設けさせていただいております。また、家畜用水としまして、子牛・子馬を除く 16 頭以上の区分を設けまして「1 月 500 円」とし、併せて所要の改正を行うものとしております。

なお、この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行することとしております。

以上、御提案申し上げますので、御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅 敏徳君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

お諮りいたします。暫時休憩したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） それでは、暫時休憩をいたします。11時10分に再開します。

午前10時58分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（菅 敏徳君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第11 議案第11号 阿蘇市学校教職員住宅管理条例の一部改正について

○議長（菅 敏徳君） 日程第11、議案第11号「阿蘇市学校教職員住宅管理条例の一部改正について」を議題といたします。

教育部長の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（山口貴生君） おはようございます。

議案書の38ページをお願いいたします。ただ今議題としていただきました議案第11号、阿蘇市学校教職員住宅管理条例の一部改正について、御説明申し上げます。

初めに、提案理由でございますが、本件は、波野中学校校長宿舎の解体に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

39ページをお願いいたします。管理条例の新旧対照表になります。改正前の表にございます波野中学校校長宿舎につきましては、老朽化のため、昨年11月に解体撤去を行っております。建物がございますので、施設の名称とともに、所在地、構造、月額家賃について削除を行っております。

説明は以上になります。

以上、御提案申し上げますので、御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（菅 敏徳君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

17番議員、谷崎利浩君。

○17番（谷崎利浩君） 提案理由は説明がありましたが、関連でこの表に書いてある坊中教職員住宅について築年数とか、お答えできればお願いいたします。教職員住宅の需要とか、今どういう状況か、答えられたらお願いします。

○議長（菅 敏徳君） 教育課長。

○教育課長（藤井栄治君） ただ今の御質問にお答えしたいと思います。

大変申し訳ございません。坊中教職員住宅についての築年数は、後ほどお伝えしたいと思います。

坊中教職員住宅につきましては、地震後、平成29年、平成30年まで入居者がおられたということを聞いております。

○議長（菅 敏徳君） 17番議員、谷崎利浩君。

○17番（谷崎利浩君） 議案書としてこうやって出ているので、関連関係まではきちんと調べておいていただきたいと思います。後でというときも、個人的ではなくて、議会できち

んと説明してください。

地震以降は住んでおられないということですか。老朽化も進んでいるということですか。おられたような気もするんですけど、その辺も分からないですか。

○議長（菅 敏徳君） 教育課長。

○教育課長（藤井栄治君） 地震後、平成 29 年、平成 30 年まで住まれておられたということです。その後、この住宅については老朽化が進んでおります。

○議長（菅 敏徳君） 谷崎利浩君、3 回目です。

○17 番（谷崎利浩君） あそこの地域は、いろいろ別の意味で発展する場所でもありますので、今後も含めて考えていっていただきたいと思います。

以上です。

○議長（菅 敏徳君） 答弁は要りませんか。他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 12 議案第 12 号 阿蘇市国民健康保険条例の一部改正について

○議長（菅 敏徳君） 日程第 12、議案第 12 号「阿蘇市国民健康保険条例の一部改正について」を議題といたします。

市民部長の説明を求めます。

市民部長。

○市民部長（宮崎 隆君） 議案集の 40 ページをお願いいたします。ただ今議題とさせていただきます議案第 12 号、阿蘇市国民健康保険条例の一部改正について、御説明をいたします。

まず、提案理由でございますが、本件は、健康保険法施行令等の一部を改正する政令の施行、いわゆる上位法の改正に伴いまして、本条例を改正するものでございます。

41 ページの新旧対照表をお願いいたします。第 6 条になります。第 6 条の出産育児一時金になりますが、分娩ごとの一時金をこれまでの「40 万 8,000 円」から「48 万 8,000 円」に引き上げて改正するものでございます。

以上、御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（菅 敏徳君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 13 議案第 13 号 阿蘇市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について

○議長（菅 敏徳君） 日程第 13、議案第 13 号「阿蘇市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

総務部長の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（高木 洋君） 議案書 42 ページをお願い申し上げます。ただ今議題としていただきました議案第 13 号、阿蘇市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について、御説明を申し上げます。

まず、提案理由でございます。本件は、消防団員の処遇改善を図るため、本条例の一部を改正するものでございます。

43 ページ、新旧対照表を基に御説明を申し上げます。

第 13 条、報酬につきまして、表中の班長の報酬をこれまでの年間「3 万 5,000 円」から年間「3 万 7,500 円」に、また機能別団員を除きます団員の報酬の年額をこれまでの「3 万 1,000 円」から「3 万 6,500 円」に改正するものでございます。

なお、本件につきましては、消防庁から示されております非常備消防団員の報酬の基準に準じた改正でございます。消防団員の処遇改善、ひいては減少する消防団員確保の一助とするものとしております。

施行につきましては、令和 5 年 4 月 1 日からの施行としております。

以上、御提案申し上げますので、御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅 敏徳君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。

16 番議員、古木孝宏君。

○16 番（古木孝宏君） 16 番、古木です。

今回の改正、以前はいつ頃改正がありましたか。いつ以来の団員の報酬の改正になりますか。

○議長（菅 敏徳君） 総務部長。

○総務部長（高木 洋君） 消防団員の額の改正につきましても、合併以来、見直しがなされていなかった、そういった現状でございます。合併の際に 3 町村合併をしておりますので、その中で調整を行ってきたところでございます。

○議長（菅 敏徳君） 16 番議員、古木孝宏君。

○16 番（古木孝宏君） この件に関しても、私も 24、5 年、団員としておりましたけれども、あまり変わっていないと思うんです。やはり日頃から災害、火事等、住民の方々の生命、財産を守るという立場で仕事を投げ出してでも活動をされているわけです。ただ、これを金銭に換えることはできませんが、やはりもう少しこれも引き上げていただきたいと思います。ここで言っても仕方がないかと思いますが、今、団員不足がこの金額だからというわけではありませんけれども、非常に金額的には少ないと思います。ボランティアと同じような感じとは思いますが、やはり皆さん仕事を持っているわけですので、そのあたりも今後考えていただきたいと思います。

○議長（菅 敏徳君） 総務部長。

○総務部長（高木 洋君） ただ今御意見をいただきました。他の近隣自治体、各市の状況等も踏まえた上で、また今後の消防の意識向上も含めた中で検討する課題として預からせていただきたいと思います。今回見直しを行いましたし、ある程度国の基準、交付税上の基準

等も決まっておりますので、その範囲内で今後検討してまいり、そういったこともあります。今回につきましては、消防庁から示された基準に基づきまして引き上げた次第であります。

○議長（菅 敏徳君） 16 番議員、古木孝宏君、3 回目です。

○16 番（古木孝宏君） やはり国でも団員が非常に減っているということで何とか団員を増やす方策をと言っておられました。先ほど言いましたように、この金額の面だけではありませんけれども、やはりそういったあたりも今後考える必要があるのではなかろうかと。少なくなってしまう。ただ、これだけもらったから生活にどうのこうのではありませんけれども、そういうところを要望しておきます。

○議長（菅 敏徳君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 14 議案第 14 号 阿蘇市情報公開条例の一部改正について

○議長（菅 敏徳君） 日程第 14、議案第 14 号「阿蘇市情報公開条例の一部改正について」を議題といたします。

総務部長の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（高木 洋君） 議案書 44 ページをお願い申し上げます。ただ今議題としていただきました議案第 14 号、阿蘇市情報公開条例の一部改正について、御説明を申し上げます。

まず、提案の理由、46 ページになります。本件につきましても、個人情報の保護に関する法律の改正に伴いまして、本条例の一部を改正するものでございます。

上位法となります個人情報の保護に関する法律の改正を背景に、これまでの阿蘇市情報公開条例を整理する改正としております。

順次、47 ページからの新旧対照表を基に御説明を申し上げます。

まず、第 7 条の改正でございます。第 7 条につきましては、行政文書の開示義務について記されております。「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。」と規定しております。言い換えますと、第 1 号から第 6 号に該当した場合には開示の義務はないとしているところでございます。

条文的には改正前の条文と記載の内容はほとんど変わりません。しかしながら、今回の法改正に併せまして、各号の記載順位を合わせる改正としております。

追加としまして、第 2 号の個人に関する情報としまして「文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項」の文言が追加されております。

併せまして、50 ページをお願いします。第 6 号におきましても、新しい「ア」にあります「国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又

は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ」の文言が新たに追加になっておりますし、「イ」としまして「犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ」の分が法に基づき追加されているところでございます。

51 ページをお願いします。第 12 条、開示決定等の期限についての改正でございます。開示請求があった場合には、これまでの「15 日以内」から「30 日以内」に変更の改正がなされました。

併せまして、第 13 条におきまして、開示決定等の期限の特例をこれまでの「45 日以内」から「60 日以内」へと法改正に基づき改正するものでございます。

以上、御提案申し上げますので、御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅 敏徳君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 15 議案第 15 号 阿蘇市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

○議長（菅 敏徳君） 日程第 15、議案第 15 号「阿蘇市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

市民部長の説明を求めます。

市民部長。

○市民部長（宮崎 隆君） 議案集の 53 ページをお願いいたします。ただ今議題とさせていただきます議案第 15 号、阿蘇市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について、御説明をいたします。

まず、提案理由でございますが、本件は、熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者の医療に関する条例の改正に伴い、本条例を改正するものでございます。

改正内容としましては、54 ページの新旧対照表をお願いいたします。今回の改正は、いわゆる条文の整備でございます。熊本県の広域連合の改正に伴い、表にありますとおり、第 2 条第 9 号中の下線の部分になりますが、「附則第 5 条」を「附則第 3 条」に改正するものでございます。

以上、御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（菅 敏徳君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 16 議案第 16 号 阿蘇市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○議長（菅 敏徳君） 日程第 16、議案第 16 号「阿蘇市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題といたします。

市民部長の説明を求めます。

市民部長。

○市民部長（宮崎 隆君） それでは、議案集の 55 ページをお願いいたします。ただ今議題とさせていただきます議案第 16 号、阿蘇市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、御説明をいたします。

まず、提案理由でございますが、本件は、児童福祉法の改正に伴い、本条例の一部を改正するものであります。いわゆる上位法の改正によるものでございます。

詳細は、57 ページ以降の新旧対照表で御説明をいたします。

57 ページをお願いいたします。今回の改正につきましては、後で出てきます議案第 17 号、議案第 18 号も影響いたしますが、令和 4 年または令和 3 年に送迎バスの車内に園児が置き去りにされ、熱中症で死亡するという非常に痛ましい事案が発生いたしました。昨年の通常国会におきまして、児童福祉法の一部改正をいたしまして、児童の安全確保が追加されたところでございます。

まず、57 ページの第 7 条の 2 関係でございますが、各施設における安全計画の策定が義務づけられたところでございます。

次に、58 ページをお願いいたします。第 7 条の 3 関係でございますが、送迎バス等の自動車を運行する場合は、児童園児等の乗車及び降車時の点呼を行い、所在を確実に把握すること、また当該自動車にブザー等を設置し、見落としを防止することも今回加えられました。

59 ページをお願いいたします。改正前の第 13 条になります。懲戒に係る権限の濫用禁止というところになります。この第 13 条につきましては、民法及び児童福祉法における懲戒権に関する規定が削除されたことに伴うものでございます。ここで言います懲戒権とは、事業者が利用する乳幼児に対する行為で、あくまでもしつけと名目で体罰や強い口調での叱責などがその部分に該当いたします。文言の中に「その権限を濫用してはならない」という文言がございますが、この解釈の仕方によって、少しならいいのかとか、濫用とまではいえないとか、そういう児童虐待を正当化する口実に今まで利用されているとの指摘があったことから、今回削除されたものでございます。

次に、改正後の第 13 条になりますが、先ほどの懲戒権の第 13 条が削除されましたので、条文が繰り上げられ、整備を行っております。

また、衛生管理等の第 13 条につきましては、近年の新型コロナウイルスの感染拡大を受けまして、職員に対しまして感染症及び食中毒の予防やまん延防止のための研修、訓練などを実施することが努力義務として今回追加されております。

以上、御審議のほど、よろしく願い申し上げます。

○議長（菅 敏徳君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

11 番議員、園田浩文君。

○11 番（園田浩文君） 11 番、園田です。

小規模保育事業に A 型・B 型・C 型とありますけれど、A 型・B 型が確か 19 人までで、C 型は 10 人までだったと思うんですけど、こういう事業所は、今、阿蘇市に存在しているんですか。

○議長（菅 敏徳君） 福祉課長。

○福祉課長（松岡幸治君） お疲れさまです。ただ今の質問にお答えさせていただきます。

阿蘇市内小規模事業所に関しては、すべて事業所内保育所になっております。今、4 施設で保育所を行っております。

○議長（菅 敏徳君） 園田浩文君。

○11 番（園田浩文君） 乳幼児というのは 0 歳から 2 歳までだと認識しておりますけれども。この条文の中に安全計画というのが幾つも出てきているんですけど、もちろんその事業所で作るんですけど、この安全計画書の確認といいますか、内容というのは市のほうで行われるということですか。

○議長（菅 敏徳君） 福祉課長。

○福祉課長（松岡幸治君） そういった指導監査関係は、県が主体となりつつ、うちのほうでも随行して見学させていただいたりするという形になると思います。

○議長（菅 敏徳君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 17 議案第 17 号 阿蘇市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○議長（菅 敏徳君） 日程第 17、議案第 17 号「阿蘇市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題といたします。

市民部長の説明を求めます。

市民部長。

○市民部長（宮崎 隆君） 議案集の 63 ページをお願いいたします。ただ今議題とさせていただきます議案第 17 号、阿蘇市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、御説明をいたします。

まず、提案理由でございますが、本件は、児童福祉法の改正に伴いまして、本条例の一部を改正するものでございます。いわゆる上位法の改正によるものでございます。

今回の改正は、64 ページから 79 ページの新旧対照表に載せておりますが、主に文言の整理となっておりますので、一つずつの説明は省略いたしますが、改正する主な内容として、まず、69 ページをお願いいたします。第 26 条の懲戒に係る権限の濫用禁止の削除に伴いまして、それぞれの条文が繰り上げられること。次に、こども家庭庁設置に伴いまして、子ども・子育て支援法及び学校教育法の改正が行われましたため、本条例においてこれらの法の条項を引用している箇所の文言の整理を行うものでございます。

以上、御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長（菅 敏徳君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 18 議案第 18 号 阿蘇市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○議長（菅 敏徳君） 日程第 18、議案第 18 号「阿蘇市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題といたします。

市民部長の説明を求めます。

市民部長。

○市民部長（宮崎 隆君） 議案集の 80 ページをお願いいたします。ただ今議題とさせていただきます議案第 18 号、阿蘇市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、御説明をいたします。

81ページをお願いいたします。まず、提案理由でございますが、本件は、児童福祉法の改正に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。これも上位法の改正によるものでございます。

詳細につきましては、82ページからの新旧対照表で御説明いたしますが、82ページの第6条の2、それと第6条の3、及び83ページの第13条につきましては、先ほどの議案第16号の内容と同じでございます。放課後児童健全育成事業者に対する児童の安全確保に関する改正という形になります。

次に、83ページの第12条の2でございます。これにつきましては、感染症や非常災害の発生時において業務を継続的に実施し、早期の業務再開を図るための計画、いわゆる業務継続計画といいますが、これを策定し、計画に従い必要な措置を講じることを今回努力義務として加えられたところでございます。

以上、御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（菅 敏徳君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

11 番議員、園田浩文君。

○11 番（園田浩文君） 11 番、園田です。

83 ページの第 13 条の第 2 項の中に「感染症及び食中毒」ということが書いてあるんですけど、児童クラブあたりで何か軽食みたいなものを出す機会があるわけですか。

○議長（菅 敏徳君） 福祉課長。

○福祉課長（松岡幸治君） ただ今の質問にお答えします。

クラブの中で、俗に言う、おやつ、そういうものを出すこともございますし、クラブの授業の一環として調理教室、調理体験等を行ったりすることもございます。その他通常の食だけではなく、いろんな形で夏休み等の食事などの部分もありますので、全般的な衛生面を強化しなさいというのが今改正の趣旨となっております。

○議長（菅 敏徳君） 11 番議員、園田浩文君。

○11 番（園田浩文君） もう一つですけど、自動車の運行に関することが書いてあるんですけども、送迎あたりを児童クラブで行われているところがあるんですか。

○議長（菅 敏徳君） 福祉課長。

○福祉課長（松岡幸治君） 現時点では、阿蘇市においては送迎をやっている児童クラブはございません。

○議長（菅 敏徳君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 19 議案第 19 号 阿蘇市コミュニティ交通運行条例の一部改正について

○議長（菅 敏徳君） 日程第 19、議案第 19 号「阿蘇市コミュニティ交通運行条例の一部改正について」を議題といたします。

総務部長の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（高木 洋君） 議案書 85 ページをお願いいたします。ただ今議題としていただきました議案第 19 号、阿蘇市コミュニティ交通運行条例の一部改正について、御説明を申し上げます。

まず、提案の理由でございます。本件につきましては、コミュニティ交通の運行期間延長に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容は、附則の改正になります。本条例につきましては、昨年 6 月の定例会におきまして条例を制定いたしました。新たなコミュニティ交通導入に伴います実証実験としまして、昨年 10 月 1 日から山田地区におきましてコミュニティバスの運行を実施、その期限を令和 5 年 3 月 31 日限りの、半年間としていたところでございます。昨日の全員協議会の中でも一部報告をさせていただきました。利用者のリピート率は高かったものの、利用者数が実際伸びなかったことから、地元区長会、並びに三者協定を結んでおります 2 社、熊本トヨタさんと損保ジャパンさんになります。イコカーの運行の受託先であります A S O ワークネットと協議を行いました。結果、予約の方法、また運行時間を変更して実証実験の必要性も論議されてまいりましたので、今回その実証実験の期間の延長を行うものでございます。

86 ページに書いてありますけれども、附則の第 2 条としまして、これまでの「令和 5 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。」の部分を「令和 5 年 9 月 30 日限り、その効力を失う。」ということで半年間延長を行うものでございます。

御提案申し上げますので、御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅 敏徳君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。

15 番議員、五嶋義行君。

○15 番（五嶋義行君） 15 番、五嶋です。

期間延長をされた理由は分かりますが、予測として、期間延長して、もっと利用者が増えるような感じがありますか。そこのところを伺います。

○議長（菅 敏徳君） 企画財政課長。

○企画財政課長（廣瀬和英君） 今回の実証実験につきましては、冬場の外出控えあたりもあったと思いますし、農閑期で御家族の方が送迎をされていたという経緯もあるかと思いま

す。したがいまして、農繁期において、夏休み期間中も含めて実証実験を続けることで利用促進につながる可能性があるというところで、しっかりこの半年間で検証していきたいと思っております。

○議長（菅 敏徳君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 20 議案第 20 号 令和 4 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 9 号）について

○議長（菅 敏徳君） 日程第 20、議案第 20 号「令和 4 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 9 号）について」を議題といたします。

総務部企画財政課長の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（廣瀬和英君） お疲れさまです。

ただ今議題としていただきました議案第 20 号、令和 4 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 9 号）について、御説明申し上げます。

別冊 1 をお願いいたします。開いて、1 ページになります。まず、第 1 条ですが、今回の補正予算（第 9 号）は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1 億 8,124 万 7,000 円を減額し、歳入歳出それぞれ 182 億 517 万 7,000 円と定めております。

第 2 条から第 4 条までにつきましては、6 ページ以降で御説明いたします。

6 ページをお願いします。6 ページから 7 ページにかけては、第 2 表繰越明許費補正としまして、追加分を 30 件、変更分を 1 件上げております。繰越理由としましては、資材等の入手難、それから地権者、地元等との調整に時間を要したこと、また国の補正予算成立後に予算計上したものなど、今回トータルで約 5 億 3,000 万円の繰越明許費を上げております。

次に、8 ページになります。第 3 表債務負担行為補正になります。こちらは、株式会社 A S O ネットに委託しております指定管理業務など 6 件になります。現在、低廉な価格で公共施設の管理運営を担っていただいております A S O ネットの社員の方の賃金が熊本県の最低賃金ぎりぎりの水準であること、それから今般の原油価格・物価高騰の影響なども踏まえまして、今後の持続的かつ安定的な公共施設の管理運営を維持するために契約協定期間中の委託料を増加するものでございます。

次に、9 ページをお願いします。こちらは、第 4 表地方債補正になります。まず、9 ページにつきましては、変更分としまして 8 件を上げておりますが、主に事業費の確定等に伴いまして、地方債の額を増額または減額したものにになります。また、次の 10 ページにつきましては、地方債の廃止分として、同じく 8 件を上げております。こちらにつきましては、市の将来負担等を考慮しまして、地方債の金額を圧縮、抑えるため、財源調整減額を行ったものでございます。

それでは、主な歳入予算について説明させていただきます。

13 ページをお願いします。13 ページの一番上になります。右端、説明欄を見ていただき

ますと、まず普通交付税につきましては、国税収入の増加等に伴いまして国から追加交付がありましたので、9,273万6,000円を追加計上しております。

続いて、14ページをお願いします。14ページの下の段になります。款項目番号で申し上げますと、款15、項2、目1新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、事業費の確定等に伴いまして、今回財源を調整しまして、トータルで3,436万円を減額しております。なお、現時点では流動的ではございますが、今年度執行できなかった分の約3,000万円につきましては、来年度予算で本省繰越分としまして改めて計上する予定としております。

続きまして、主な歳出予算について御説明申し上げます。

22ページをお願いします。22ページの左端、目の上から2行目になります。目17熊本地震復興基金費につきましては、基金積立としまして4,188万2,000円を計上しております。こちらは、地震で被災しました仙酔峡駅舎の解体等工事が完了しまして、精算後、残った金額を再度基金に繰り戻すものです。

続いて、23ページをお願いいたします。23ページの右端、説明欄の上から4行目になります。住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金につきましては、非課税世帯等に1世帯当たり10万円を給付する事業になりますが、前年度（令和3年度）の繰越予算の範囲内で執行することができましたので、今回現年度予算につきましては不要となりまして、7,000万円を全額減額するものでございます。

続いて、同じ23ページが一番下の行になります。保育対策総合支援事業補助金につきましては、保育園等における送迎用バスの置き去り防止のためのブザーなどの安全装置設置に係る補助金としまして、7園、8台分の144万円を計上しております。なお、財源につきましては、全額を国庫補助金で対応する予定でございます。

続いて、24ページをお願いします。ページ、下のほうになりますが、款項目番号で申し上げますと、款4、項1、目1医療・介護・社会福祉・保育施設等物価高騰対策支援金としまして5,307万円を減額しております。こちらにつきましては、医療機関、介護施設などの電気代高騰分に係る半額を支援する事業でございますが、県が同様の補助金を創設しましたので、重複する部分等を減額するものでございます。

次に、26ページをお願いします。農林水産業費になります。26ページの左端の目5農地費の一番下になります。農業水利施設省エネルギー化推進事業補助金としまして1,258万8,000円を計上しております。こちらは、農業水利施設に係る電気料高騰分の半額を土地改良区などに支援するものでございまして、当初、市のコロナ臨時交付金事業としまして2,000万円を計上し、先の1月の臨時会におきまして国の支援と重なる部分の約1,000万円を減額しておりましたが、国の支援が明確になりましたので、改めて今回全額国費という形で補助金1,258万8,000円を計上するものでございます。

続いて、28ページをお願いします。28ページは、商工費になります。ページ、一番上の行になります。平日誘客促進キャンペーン事業補助金としまして2,050万円を追加計上しております。こちらは、平日、阿蘇市内に宿泊された方に夜の飲食店で使える3,000円のチケ

ットを半額の1,500円で販売するための支援金になります。第8波による影響もありましたが、好評につき、コロナ臨時交付金を活用しまして、改めて来年度に予算を繰り越した上で地域経済の下支えとして実施するものでございます。

続いて、その2つ下になります。阿蘇山観光事業特別会計繰出金につきましては、昨年11月によろやく火口見学を一部で再開しておりましたが、火山活動の高まりによりまして、本年1月末に噴火警戒レベルが2に引き上げられましたので、道路使用料収入も年間を通して僅かな見込みとなりまして、特別会計の収支不足分を一般会計から負担するため、5,194万5,000円を計上しております。

続いて、33ページをお願いします。33ページ、中段になりますが、左端の目2体育施設費になります。指定管理者施設管理業務委託料（原油価格高騰分）として248万7,000円、その1つ下、アゼリア21施設管理業務委託料（燃料費高騰分等）としまして351万3,000円を計上しております。こちらの2つにつきましては、いずれもアゼリア21に関する予算になりますが、上の括弧書きの原油価格高騰分につきましては、コロナ臨時交付金の対象となるものでありまして、昨年度と燃料単価を単純に比較した場合の価格上昇分になります。下の括弧書きの燃料費高騰分等については、燃料費の使用量（使った量）なども踏まえた上記以外の指定管理のリスク分担に基づくものでありまして、2つ合わせて600万円を計上しております。

最後に、ページ、一番下になりますが、今回不足する財源につきましては、予備費から8,928万6,000円を減額して編成しております。

説明は以上です。御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（菅 敏徳君） お諮りいたします。午前中の会議をこの辺でとどめたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） それでは、午後1時から再開いたします。

午前 11 時 53 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

○議長（菅 敏徳君） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

教育課長から発言の申出がありましたので、これを許したいと思います。

教育課長。

○教育課長（藤井栄治君） お疲れさまです。大切なお時間をいただきまして、ありがとうございます。

午前中に御質問がありました坊中教職員住宅の建築年につきましては、昭和46年でございます。大変申し訳ございませんでした。

○議長（菅 敏徳君） 以上で、教育課長の説明を終わります。

17番議員、谷崎利浩君。

○17番（谷崎利浩君） 議長、ありがとうございます。

お調べいただいて、ありがとうございます。ただ、議案書にも載っている内容ですので、きちんと調べて議会に臨んでいただきたいと思います。聞くところによると、昔の一の宮の議会だったら議事を止めて調べてこいと言われるような内容でもありますので、緊張感を持って議会に臨んでいただきたいと思います。各課長の皆様方もどうぞよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（菅 敏徳君） これより議案第 20 号の質疑を行います。質疑はありませんか。

17 番議員、谷崎利浩君。

○17 番（谷崎利浩君） 17 番、谷崎です。

補正予算（第 9 号）、11 ページの市債の減額に関連して、33 ページの駅伝大会を含めて各行事の中止による減額について質問いたします。公債費が 20 億円ぐらいたったと思いますので、利息を引いて 19 億円ぐらいで、市債が減額になって 5 億円ぐらいになっています。差引き 15 億円ぐらい市債が減ることはいいことですが、この原因としてコロナの影響で需要が減ったのか、そのあたりについてお尋ねいたします。

○議長（菅 敏徳君） 企画財政課長。

○企画財政課長（廣瀬和英君） まず最初に、市債の減額の件でございますが、市債の減額については、基本的には財源調整ということで防災行政無線のデジタル化あたりはかなりの起債を借りる予定でございますので、将来負担を考えたときに財源調整ということで減額しております。

○議長（菅 敏徳君） 教育課長。

○教育課長（藤井栄治君） 33 ページからの負担金補助及び交付金につきまして、各種大会がコロナによりまして大会を中止しております。その分の減額でございます。

○議長（菅 敏徳君） 谷崎利浩君。

○17 番（谷崎利浩君） すみません、私の質問の仕方が悪かったですけれども、市債の減額の原因がコロナの影響による需要の減少によって市債が減少したのかと思ったので、その質問でございました。回答としては、財源の調整ということだったんですけれども。ただ、市債総額が減ることはいいことですが、市場経済の観点から見たときに 20 億円の公債費に対して 5 億円の市債ということになると 15 億円ぐらいが市場経済に現金が出回らないことになります。恐らく阿蘇市の経済規模は 500 億円ぐらいたらと思うので、2～3%マイナス成長になる要因ともなりますし、500 億円の経済規模に対して、予算は 170～180 億円なので、20～30%市役所が担っているようなことになります。それで、市債が減ることはいいことですが、市場を支えているという感覚も企画財政課には持っていたきたいと思いますので、今後、予算にもそういった財源調整であるならば、コロナで傷んでいる経済ということも考えて組んでいただきたいと思います。予算の場合は出ていますけれども、補正も含めて考えていていただきたいと思います。それについて、財政課長として所見を少しいただければ、お願いします。

○議長（菅 敏徳君） 企画財政課長。

○企画財政課長（廣瀬和英君） コロナによる地域経済の疲弊という部分はしっかり捉えておりまして、コロナの臨時交付金も5億円ほど活用した上で経済対策、コロナの感染防止対策両面で進めているところでございます。市債の減額につきましては、将来の負担の公平性、それから平準化あたりも考えた上で今回対応させていただいているところでございます。

○議長（菅 敏徳君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第21 議案第21号 令和4年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計補正予算（第1号） について

○議長（菅 敏徳君） 日程第21、議案第21号「令和4年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計補正予算（第1号）について」を議題といたします。

経済部観光課長の説明を求めます。

観光課長。

○観光課長（秦 美保子君） それでは、別冊2をお願いします。ただ今議題としていただきました議案第21号、令和4年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計補正予算について、御説明します。

1ページをお願いします。歳入歳出予算補正。第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ156万7,000円を減額し、歳入歳出それぞれ7,043万3,000円と定めています。

6ページをお願いします。歳入になります。

款1 使用料及び手数料、目1 観光施設使用料です。阿蘇山公園道路の使用料になります。火口見学は、4月から11月8日まで自主規制で閉鎖、11月9日から1月30日までの84日間の営業になりましたので、補正の額から5,351万1,000円を減額いたしまして、歳入計を1,848万8,000円としております。

次に、7ページをお願いいたします。繰入金です。企画財政課長からも説明がありましたとおり、財源不足により一般会計から不足分を繰り入れていただいております。なお、財源の不足分は主に人件費になりますが、自主規制中は警備員、監視員になりますけれども、4名を2名の減、料金徴収員につきましては代替の仕事をしていただくなどで対処してきたところでございます。

次に、8ページをお願いいたします。歳出です。

款1 観光施設費、目1 公園道路管理費、節10 需用費、修繕料でございます。これは、料金徴収所のドア、鍵の部分、それと山上事務所のドアの修繕が追加されました。その2つ下の節13 使用料及び賃借料を100万円増額しております。山上には監視員等がおりますので、年間を通して仮設トイレを置いております。その分の増額になります。

その下の款2 観光振興費、目1 観光振興費110万円を減額しておりますけれども、ミヤマキリシマの害虫駆除ですが、仙酔峡エリアにおきましても阿蘇山上エリアにおきましても害

虫の発生がなかったために駆除費を減額しております。

9 ページでは、款 3 予備費を減額しております。

以上、御審議方、よろしく申し上げます。

○議長（菅 敏徳君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 22 議案第 22 号 令和 4 年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について

○議長（菅 敏徳君） 日程第 22、議案第 22 号「令和 4 年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について」を議題といたします。

土木部上下水道課長の説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（竹原昭典君） お疲れさまでございます。

ただ今議題としていただきました議案第 22 号、令和 4 年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について、御説明させていただきます。

別冊 3 でございます。めくりまして、1 ページでございます。令和 4 年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによります。歳入歳出予算補正。第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 986 万 3,000 円を減額し、歳入歳出それぞれ 5 億 3,601 万 8,000 円と定めます。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」によります。こちらは、4 ページからの歳入歳出補正予算事項別明細書で御説明いたします。

4 ページが総括になります。

めくりまして、歳入ですけれども、目 1 下水道事業費国庫補助金を 268 万 1,000 円減額補正しております。

下に移りまして、目 1 一般会計繰入金を 1,213 万 9,000 円減額補正しております。こちらは、後で歳出のほうで御説明いたしますけれども、歳出予算の変動につきまして減額となっております。

下の目 1 雑入でございますけれども、こちらは、処理場内のスクラップ等を処分した分で、通常は処分費用がかかるんですけども、鉄くず等でございますので、そちらで歳入代金が発生しており、495 万 7,000 円上げております。

歳入合計の補正額としては 986 万 3,000 円の減額となっております。

下に移りまして、6 ページ、歳出でございます。

目 2 維持管理費。こちらは、産廃処理業務委託、汚泥の処分ですけれども、こちらの処分委託料が 150 万円増額になっております。工事請負費はマイナス 50 万円、合わせまして 100 万円の増額補正となっております。

下に移りまして、目1下水道事業費。こちらは、主に職員給与等の減額補正になります。△1,086万3,000円となります。めぐりまして、7ページ、合計しまして1,086万3,000円の減額です。

8ページ、こちらは、目2利子が42万3,000円増となっております。

下に移りまして、目1予備費。こちらは同額の42万3,000円減額としております。

合わせまして、歳出の補正予算986万3,000円の減となっております。

すみません、1ページに戻りまして、繰越明許費補正になります。第2条、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表の繰越明許費補正によります。こちらが3ページになります。款2事業費、項1下水道事業費、事業名、阿蘇市公共下水道事業。こちらは、主に工事費、委託料等の繰越額ですけれども、9,341万円の繰越しとなっております。

説明につきましては以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いたします。

○議長（菅 敏徳君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第23 議案第23号 令和4年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号） について

○議長（菅 敏徳君） 日程第23、議案第23号「令和4年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について」を議題といたします。

市民部ほけん課長の説明を求めます。

ほけん課長。

○ほけん課長（小山隆幸君） お疲れさまです。

ただ今議題としていただきました議案第23号、令和4年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について、御説明申し上げます。

資料、別冊4の1ページをお開きください。本補正予算は、第4号補正となります。歳入歳出予算補正。第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ118万6,000円を追加し、歳入歳出それぞれ36億1,943万1,000円と定めました。

続きまして、6ページをお願いいたします。2、歳入です。

款6県支出金、目1保険給付費等交付金、節2特別交付金につきまして118万6,000円を増額いたしました。内容につきましては、歳出と併せて御説明申し上げます。

7ページをお願いいたします。3、歳出です。

款9諸支出金、目1直診施設勘定繰出金です。節27繰出金、国保直営診療施設保健事業分としまして118万6,000円を増額しております。先ほど歳入で触れました特別交付金を財源としまして阿蘇市病院事業会計へ繰り出すものですが、事業費の額の確定に伴い、今回増額しております。

説明は以上となります。御審議賜りますよう、よろしくお願いたします。

○議長（菅 敏徳君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 24 議案第 24 号 令和 4 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）について

○議長（菅 敏徳君） 日程第 24、議案第 24 号「令和 4 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）について」を議題といたします。

市民部ほけん課長の説明を求めます。

ほけん課長。

○ほけん課長（小山隆幸君） ただ今議題としていただきました議案第 24 号、令和 4 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について、御説明申し上げます。

資料、別冊 5 の 1 ページをお開きください。本補正予算は、第 4 号補正となります。歳入歳出予算補正。第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 5,531 万 2,000 円を減額し、歳入歳出それぞれ 35 億 4,290 万 1,000 円と定めました。

6 ページをお願いいたします。2、歳入です。

款 6 県支出金、目 3 事業費補助金です。介護基盤緊急整備特別対策事業補助金を 4,393 万 7,000 円、及び施設開設準備経費助成特別対策事業補助金 1,138 万 8,000 円、合計 5,532 万 5,000 円を減額いたしました。内容につきましては、歳入と併せて御説明申し上げます。

7 ページをお願いいたします。3、歳出です。

款 1 総務費、目 1 一般管理費、節 18 負担金補助及び交付金です。先ほど歳入において御説明いたしました介護基盤緊急整備特別対策事業補助金及び介護施設等開設準備経費助成特別対策事業補助金につきましては、令和 4 年度当初予算におきまして、大阿蘇病院の介護療養型医療施設から介護医療院への転換事業費を予定しておりましたが、計画内容の変更等により、介護基盤緊急整備特別対策事業補助金を 4,393 万 7,000 円、及び介護施設等開設準備経費助成特別対策事業補助金 1,138 万 8,000 円を減額補正しております。

説明は以上でございます。御審議賜りますよう、よろしくをお願いいたします。

○議長（菅 敏徳君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 25 議案第 25 号 令和 4 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 4 号）について

○議長（菅 敏徳君） 日程第 25、議案第 25 号「令和 4 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 4 号）について」を議題といたします。

市民部ほけん課長の説明を求めます。

ほけん課長。

○ほけん課長（小山隆幸君） ただ今議題としていただきました議案第 25 号、令和 4 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について、御説明申し上げます。

資料、別冊 6 の 1 ページをお開きください。本補正予算は、第 4 号補正となります。歳入歳出予算補正。第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 711 万 9,000 円を減額し、歳入歳出それぞれ 5 億 1,708 万 3,000 円と決めました。

6 ページをお願いいたします。2、歳入です。

款 1 後期高齢者医療保険料、目 1 特別徴収保険料、節 1 現年度分につきまして 1,249 万 5,000 円を減額し、目 2 普通徴収保険料を 529 万円増額しております。合計 720 万 5,000 円の減額となります。これにつきましては、最終的な決算を見込みまして、過不足額を調整しているものでございます。なお、この保険料につきましては、全額を後期高齢者医療広域連合に納付するものでございます。

次に、7 ページをお願いいたします。3、歳出です。

款 2 後期高齢者医療広域連合納付金、目 1 後期高齢者医療広域連合納付金です。先ほど歳入で御説明いたしました保険料補正分 720 万 5,000 円を同じく減額補正しております。

説明は以上となります。御審議賜りますよう、よろしくをお願いいたします。

○議長（菅 敏徳君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 26 議案第 26 号 令和 4 年度阿蘇市病院事業会計補正予算（第 4 号）について

○議長（菅 敏徳君） 日程第 26、議案第 26 号「令和 4 年度阿蘇市病院事業会計補正予算（第 4 号）について」を議題といたします。

阿蘇医療センター事務部長の説明を求めます。

医療センター事務部長。

○阿蘇医療センター事務部長（村山健一君） お疲れさまです。

ただ今議題としていただきました議案第 26 号、令和 4 年度阿蘇市病院事業会計補正予算につきまして、御説明させていただきます。

資料は、別冊 7 を御覧いただきたいと思います。まず、開けて 1 ページでございます。本補正予算は、第 4 号補正となります。

第 2 条としまして、当初予算第 3 条で定めました収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するというので掲げさせていただいております。まず、収入ですが、第 1 款、病院事業収益としまして、今回 3,520 万円を増額し、29 億 1,613 万 5,000 円としております。また、支出ですが、第 1 款、病院事業費用としまして、収入同額の 3,520 万円を増額し、合計 29 億 1,613 万 5,000 円としております。

詳細につきましては、5 ページから説明をさせていただきたいと思っておりますので、お聞き願います。

まず、病院事業収益、収入側でございますけれども、入院収益としまして、今回 2 億

9,238万7,000円を減額させていただいているところでございます。

次に、補助金としまして、医業外収益でございますけれども、まず新型コロナウイルス感染症患者等入院病床確保事業補助金としまして、いわゆる空床化補助金といわれる部分でございます。こちらの見込み、これまでの交付決定等の関係から、今回3億2,368万9,000円を計上させていただいております。

次に、阿蘇市医療・介護・社会福祉・保育施設等物価高騰対策支援交付金ということで、先ほど一般会計のほうでも御説明がありましたけれども、今回その経費につきまして389万8,000円を市の一般会計から補助をいただくということで計上させていただいているところでございます。先ほど申しましたこの補助金の確保に伴いまして、入院収益を実績に基づき減額させていただいているところでございます。

次に、支出でございますが、今回、材料費の診療材料費を633万5,000円、それから検査室の試薬等の部分を2,486万5,000円ということで、これにつきましては近年の物価高騰に伴います部分でございます。これを計上させていただいております。材料費としまして合計3,120万円の増とさせていただいているところでございます。また、経費としまして消耗品費を400万円増額ということで、今回、合計3,520万円を増額補正ということで計上させていただいているところでございます。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（菅 敏徳君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第27 議案第39号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

○議長（菅 敏徳君） 日程第27、議案第39号「熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について」を議題といたします。

総務部長の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（高木 洋君） お疲れさまです。

議案書に戻っていただきまして、87ページ、議案第39号をお願い申し上げます。ただ今議題としていただきました議案第39号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について、御説明を申し上げます。

まず、提案の理由でございます。本件につきましては、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務を変更し、規約の一部を変更したいので、地方自治法第290条の規定に基づき、構成団体の議会におきまして同文の議決を求めるものでございます。

それでは、新旧対照表を基に御説明をさせていただきます。

まず、別表第2でございます。組合の共同処理する事務の中で第3条第10号に関する事務、この事務につきましては交通災害共済事業でございます。こういった事業かと申し上げ

ますと、市町村が掛金を負担、住民の方が事故に遭われた場合にその治療日数等に応じて見舞金としてお支払いを行う事業でございます。この事業に関しまして、構成団体であります玉名市が令和5年6月30日をもちまして共同処理する事務から脱退することになりましたので、構成団体、全部で70団体ございますけれども、70団体の同文による議決をもちまして、熊本縣市町村総合事務組合理約の一部変更となるものでございます。

なお、この規約につきましては、令和5年7月1日の施行となるものでございます。

以上、御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅 敏徳君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第28 議案第40号 工事請負契約の変更について

○議長（菅 敏徳君） 日程第28、議案第40号「工事請負契約の変更について」を議題といたします。

総務部長の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（高木 洋君） 続きまして、議案書89ページをお願い申し上げます。議案第40号、工事請負契約の変更について、御説明を申し上げます。

まず、提案の理由でございます。89ページ、下になります。本件につきましては、阿蘇市デジタル防災行政無線整備工事請負契約について、変更契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び阿蘇市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づきまして、議会の議決を求めるものでございます。

まず、契約前の金額でございます。2をお願いします。消費税込みで14億1,235万500円、変更後の契約金額が13億9,734万4,500円、変更によります減額が1,500万6,000円でございます。

変更の理由でございます。戸別受信機取付等の設計変更が生じたことから減額となったものでございます。具体的に申し上げますと、各家庭設置の防災行政無線戸別受信機につきまして、当初設計上は9,800台の設置を計画しておりました。契約工期の終了、3月25日まででございますけれども、そこまでに6,900台、率にしまして当初計画の70.4%の設置となりましたことから、今回設置台数を減額、また屋外の拡声子局の追加、そしてお知らせ端末等の連携追加など増減の結果、今回減額の変更契約を行うものでございます。

なお、今回の戸別受信機の設置につきましては、これまで施工業者と連絡を取りながら進めてまいりましたし、留守の家庭等についても紙を入れるなどして対応を行ってまいりました。また、お知らせ端末での周知、個別の勧奨、そして区長会あたりでも区の皆様方に戸別受信機の設置の呼びかけをいただいたところでございます。結果的に6,900台の設置となったために、設置上についての減額となっております。

なお、在庫も2,900台抱えておりますので、4月以降（3月25日以降）につきましては、

連絡があった場合には順次市の職員が直接設置にまいる、そういった方向性であります。また、年度末、年度初めに区長会の総会等もございますので、その中で再度区長さん方にも周知を行った上で防災行政無線、新しい無線の必要性について訴えて、設置率を高めてまいりたい、そういうふうと考えております。

以上、御提案を申し上げますので、御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅 敏徳君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。

17 番議員、谷崎利浩君。

○17 番（谷崎利浩君） 内容は分かりました。業者の方も何回も訪ねていっても留守ばかりなんですと嘆いておられて、なかなか設置できていない家庭もあると思います。総務部長の説明では区長さんにお伝えしてということでしたが、区長さんが頭であると思うんですけども、それよりも自主防災組織というのができていると思いますので、そのあたりを基盤にして、もう一度確認して設置を促していくとか、そういったことでやっていったらいかかかと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（菅 敏徳君） 防災情報課長。

○防災情報課長（市原修二君） ただ今の御質問にお答えいたします。

部長が申し上げましたとおり、これまでいろんな手を使いまして周知啓発を進めてまいりました。これで、今後につきましては、今御提案のとおり自主防災組織の活用、それからまた違う手法を考えながら設置を進めてまいりたいと思います。ただ、少しずつ当初不要と言われた方も順次また付けてほしいという方もいらっしゃいますので、今後も取付けを進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（菅 敏徳君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

お諮りします。日程第 29、議案第 41 号から日程第 35、議案第 47 号までの「旧慣による公有財産の使用権の一部変更について」7 件を会議規則第 35 条の規定により、一括議題にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 異議なしと認めます。したがって、日程第 29、議案第 41 号から日程第 35、議案第 47 号までの「旧慣による公有財産の使用権の一部変更について」7 件を一括議題とすることに決定いたしました。

日程第 29 議案第 41 号 旧慣による公有財産の使用権の一部変更について

日程第 30 議案第 42 号 旧慣による公有財産の使用権の一部変更について

日程第 31 議案第 43 号 旧慣による公有財産の使用権の一部変更について

日程第 32 議案第 44 号 旧慣による公有財産の使用権の一部変更について

日程第 33 議案第 45 号 旧慣による公有財産の使用権の一部変更について

日程第 34 議案第 46 号 旧慣による公有財産の使用権の一部変更について

日程第 35 議案第 47 号 旧慣による公有財産の使用権の一部変更について

○議長（菅 敏徳君） それでは、議案第 41 号から議案第 47 号までについて、経済部長の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長（藤田浩司君） ただ今一括議題とさせていただきました議案第 41 号から議案第 47 号まで7件の旧慣による公有財産の使用権の一部変更について、御説明申し上げます。

議案集の 90 ページをお願いいたします。議案第 41 号です。

まず、提案理由ですが、本件は、旧慣による公有財産の使用権の一部を変更したいので、地方自治法第 238 条の 6 第 1 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

公有財産の所在地につきましては、阿蘇市一の宮町中通字北山 2796 番 1 の一部です。地目については原野で、地積は 1 万平方メートルです。申請者は記載のとおりで、目的につきましては蔬菜園芸（大根栽培）となります。使用期間は令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで、使用料は 22 万円になります。

次のページに参考資料としまして位置図を添付しております。現地は、県道別府一の宮線西側の中荻の草牧野組合の入会地でございます。

続きまして、92 ページをお願いします。議案第 42 号です。

所在地につきましては、一の宮町中通字北山 2796 番 1 の一部です。地目、地積、申請者は記載のとおりで、目的につきましては花卉園芸となっております。使用期間は令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで、使用料は 8 万円になります。

次のページをお開きください。現地は、県道別府一の宮線北側の中荻の草牧野組合の入会地でございます。

続きまして、94 ページをお願いいたします。議案第 43 号です。

所在地につきましては、一の宮町中通字北山 2796 番 1 の一部です。地目、地積、申請者は記載のとおりで、目的につきましては蔬菜園芸となっております。使用期間は令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで、使用料は 50 万 6,000 円になります。

次のページをお開きください。現地は、同じく県道別府一の宮線西側の中荻の草牧野組合の入会地でございます。

続きまして、96 ページをお願いします。議案第 44 号です。

所在地につきましては、一の宮町中通字北山 2796 番 1 の一部です。地目、地積、申請者は記載のとおりで、目的は蔬菜園芸となっております。使用期間は令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで、使用料は 44 万円になります。

次のページをお開きください。現地は、県道別府一の宮線西側の中荻の草牧野組合の入会地でございます。

続きまして、98 ページをお願いします。議案第 45 号です。

所在地につきましては、一の宮町荻の草字蛇崩原 639 番の一部です。地目、地積、申請者は記載のとおりで、目的につきましては蔬菜園芸となっております。使用期間は令和 5 年 4

月 1 日から令和 5 年 12 月 20 日まで、使用料は 46 万 5,000 円になります。

次のページをお開きください。現地は、県道別府一の宮線西側の上荻の草牧野組合の入会地でございます。

続きまして、100 ページをお願いします。議案第 46 号です。

所在地につきましては、一の宮町中通字北山 2796 番 1 の一部、及び一の宮町荻の草字蛇崩原 639 番の一部です。地目、地積、申請者は記載のとおりで、目的は蔬菜園芸です。使用期間は令和 5 年 4 月 1 日から令和 5 年 12 月 20 日まで、使用料は 57 万円になります。

次のページをお開きください。現地は、県道別府一の宮線西側の中荻の草牧野組合の入会地でございます。

続きまして、102 ページをお願いします。議案第 47 号です。

所在地につきましては、一の宮町荻の草字蛇崩原 639 番の一部です。地目、地積、申請者は記載のとおりで、目的は採草となっております。使用期間は令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで、使用料は 3,000 円になります。

次のページをお開きください。現地は、県道別府一の宮線東側の中荻の草牧野組合の入会地でございます。

説明は以上でございます。御審議賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（菅 敏徳君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。

14 番議員、湯浅正司君。

○14 番（湯浅正司君） 14 番議員、湯浅でございます。

一つだけお尋ねしますが、土地を返してもらうときには、そのまま荒地で返してもらっているのか、それとも牧草かイタリアンをまいて転圧して返してもらっているのか。でないと、荒地のままだったら、土が流れて、大変。そういう御説明をお願いいたします。

○議長（菅 敏徳君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） ただ今の御質問にお答えいたします。

原則原形復旧で返していただくということでございますけれども、今回 7 件の一部変更という形でございますけれども、それぞれ更新で今まで継続で御使用になっております。そういったところもございますけれども、原則は原形復旧という形でございます。

○議長（菅 敏徳君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

お諮りいたします。日程第 36、同意第 2 号及び日程第 37、同意第 3 号「阿蘇市固定資産評価審査委員会委員の選任について」の 2 件は、会議規則第 37 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略、また、会議規則第 35 条の規定により、一括議題とし、採決は個別に行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 異議なしと認めます。したがって、同意第 2 号及び同意第 3 号は、委員会付託を省略、また、一括議題とし、採決は個別に行うことに決定いたしました。

日程第 36 号 同意第 2 号 阿蘇市固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第 37 号 同意第 3 号 阿蘇市固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（菅 敏徳君） それでは、同意第 2 号及び同意第 3 号について、総務部長の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（高木 洋君） ただ今一括議題としていただきました同意第 2 号及び同意第 3 号、阿蘇市固定資産評価審査委員会委員の選任について、御説明を申し上げます。

議案書 104 ページ、105 ページになります。

まず、提案の理由でございます。両議案とも阿蘇市固定資産評価審査委員会委員の 3 月 31 日任期満了に伴いまして、固定資産評価審査委員会委員を選任したいので、地方税法第 423 条第 3 項の規定に基づき、議会の同意を得るものでございます。

まず、固定資産評価審査委員会、いかなる組織かと申し上げますと、市の固定資産台帳に登録された価格に関する不服を審査決定する機関でございます。

まず、104 ページ、同意第 2 号でございます。

選任したい方は、塚本武敏氏、再任でございます。任期は令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 3 年間、欠格事項につきましては非該当でございます。

塚本氏の略歴につきましては、106 ページ、上の表に記載をさせていただいております。生年月日、住所につきましては、記載のとおり、現在、満 72 歳でございます。平成 26 年 4 月から審査会の委員をお引き受けいただいております。今回 4 期目になります。

続きまして、105 ページ、同意第 3 号について御説明を申し上げます。

選任したい方は、江藤龍二氏、再任でございます。任期は、先ほどと同じく令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 3 年間、欠格事項については非該当でございます。

江藤氏の略歴につきましても、106 ページ、下の表になります。生年月日、住所、記載のとおり、現在、満 68 歳でございます。江藤氏につきましては、平成 29 年 4 月から同じく委員を務めていただいております。今回 3 期目となります。

以上、御提案申し上げますので、御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅 敏徳君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 討論なしと認めます。

これより、日程第 36、同意第 2 号について採決いたします。本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 異議なしと認めます。したがって、同意第 2 号は、原案のとおり同

意することに決定いたしました。

次に、日程第 37、同意第 3 号について採決いたします。本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 異議なしと認めます。したがって、同意第 3 号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

以上で、日程は全部終了いたしました。

これをもちまして、本日の会議を散会いたします。

お疲れさまでした。

午後 1 時 48 分 散会